

2019年度事業計画

第1部 法人事業基本方針

第1章 基本方針

- 1 厚生労働省等関係行政機関、一般財団法人全日本ろうあ連盟、一般社団法人全国手話通訳問題研究会及び一般社団法人日本手話通訳士協会等関係団体と連携し手話通訳事業の充実に努めます。
 - (1) 2018（平成30）年度に新たに厚生労働省で予算化された「若年層の手話通訳者養成モデル事業」の2年次事業として、龍谷大学を拠点として学生、社会人を対象とした養成を開始します。

ただし、2019年度は、厚生労働省で養成事業部分が予算化されませんでしたので自主事業として実施します。
 - (2) 手話言語条例制定自治体が250団体を超え子どもの時から手話に触れ合う共生社会の実現に向け、小学生が学ぶ手話単語の選定、テキスト作成、教師養成、到達度評価等の検討に取り組みます。2019年度、2020年度の2か年事業として民間団体の補助金を申請します。
 - (3) テレビニュースを担当する手話通訳者養成に関係機関と連携して取り組みます。
 - (4) 厚生労働省の委託事業である手話通訳者、手話通訳士現任研修に取り組みます。2017（平成29）年度に整備した遠隔地研修システムを充実し、自宅で講義研修できるメリットをPRし、研修参加者が増えるよう努力します。併せて2019年度から厚生労働省が一部類似の新規事業を制度化したので、円滑に事業実施できるよう関係団体を含めて調整します。
 - (5) 2013（平成25）年度から厚生労働省から委託された「講師リーダー養成研修」については、手話講習会の運営や指導法の経験交流を中心に、全国9会場で実施します。
 - (6) 標準手話確定普及研究部9ブロックを基本に、厚生労働省委託事業の「手話研究・普及等事業」である、新しい手話の創造・普及及び各種団体等の発行する手話関連書籍や映像の監修等手話の研究・普及に努めます。

また、日本聴覚障害公務員会と共同で、行政用語の手話単語の確定、普及に取り組みます。
 - (7) 公益財団法人一ツ橋総合財団及び全国手話研修センター後援会の支援を受け、手話総合資料室での手話やろう運動等に関する貴重な資料のデータベース化、ホームページでの公開事業の充実に努めます。
 - (8) 手話通訳者全国统一試験の全都道府県での実施、受験者2,000名をめざして関係団体と連携して取り組みます。併せて試験実施団体からの要望を踏まえ試験内容の検討を行います。
 - (9) 各都道府県聴覚障害者協会や関係団体、公益財団法人一ツ橋総合財団のご協力のもと実施している、全国手話検定試験での受験者12,000人目標に向け、引き続き取り組むとともに、各都道府県協会の負担軽減が図れるような運営体制確立に向け努力します。
 - (10) 年々増加する手話検定試験受験者が自宅で繰り返し学習できるようインターネットを活用した在宅学習システムを構築します。
 - (11) 手話奉仕員養成テキスト『手話を学ぼう 手話で話そう』が発行から5年を経過

したことから一部改訂に向け全日本ろうあ連盟と協議します。

- (12) 地域の自治会や商店街、学校等の皆さんとの連携をさらに密にし、「京都さかの手話まつり」や「さかの映像祭」等手話の普及、聴覚障害者の芸術文化の推進に取り組めます。
- 2 施設事業の事業管理委託会社であるアイアンドエフ・ビルディング株式会社と連携を密にし、関係団体、関係施設及び地域の方々に満足していただける施設運営に努めます。
 - (1) 2018年度から法人の公益事業として円滑に実施できるようアイアンドエフ・ビルディング株式会社と調整を図ります。
- 3 障害者雇用の推進に寄与するため、障害福祉サービス事業の充実に取り組めます。
 - (1) とも職員（利用者）の労働時間の延長、賃金アップを図るため、不採算事業の見直しを図るとともに、安定的で収益性の高い新規事業の拡充に努めます。
 - (2) とも職員（利用者）の研修の充実や職場開拓に努め、一般就労に向けて支援します。
 - (3) 各種補助金を活用して作業用備品等の充実と作業能力の向上に努めます。
 - (4) とも職員（利用者）の健康管理、福利厚生等の充実に取り組めます。
 - (5) 相談支援事業所との相談体制の確立等充実を図ります。
 - (6) 法人職員に対し、障害者の理解を深める研修を継続的に行い、とも職員（利用者）の人権擁護、働きやすい環境の整備に努めます。
- 4 社会貢献事業は、下記の通り事業整理を行います。
 - (1) ソーシャルビジネス事業（農園事業）については、2018年度末で廃止し、就労支援センターとの農業部門に統合し、当面赤字を出さない経営をめざします。
 - (2) 農業で採算ベースを確保し、安定的な経営を行うには、事業規模、事業内容の多角化等が必要であり、就労支援センターとの農業部門については、2022年度を目途に他法人の農業部門との合併に向け調整します。
 - (3) 就労準備支援事業は、就労支援センターとの農業部門を活用して実施します。2018（平成30）年度は利用が1人と低調であり、亀岡市、南丹市に呼びかけ利用者の拡大に取り組めます。
 - (4) 2015（平成27）年度からスタートした生活困窮者自立支援法に基づく亀岡市からの受託事業「亀岡市生活相談支援センター事業」の推進を図り、生活困窮者への就労支援、その他の自立に関する相談支援に取り組めます。

第2章 健全経営の確立

- 1 2018（平成30）年度も大変厳しい収支状況でしたが、各事業において収入増に努力するとともに、支出の見直しを行い、2019（平成31）年度は、赤字を出さない経営をめざします。
- 2 全国手話研修センター後援会と連携し、後援会活動の充実に向け努力します。
- 3 時代のニーズに合った事業展開を効果的に図り、安定的な経営を維持するためには人材と財源が必要であり、現在の法人の組織的力量では限界があります。そのために聴覚障害関係事業を実施している他法人との連携、共同事業化に向けて検討します。

第3章 事業推進体制の確立

- 1 経営基盤の安定に向け努力するとともに、職員の待遇改善に取り組めます。
- 2 職員の健康診断や特殊健康診断、専門家による健康相談の充実と努め、職員が健康

で働ける職場環境の整備に取り組みます。

- 3 経営基盤の安定に向け、近畿圏内の聴覚障害者福祉関係事業所との連携を図るとともに、人事交流事業等を通じ幹部職員の養成を図ります。
- 4 全職員研修、課題別研修の実施、及び外部研修への参加等職員の資質向上に向け努力します。
- 5 当法人は手話通訳事業（福祉事業）、障害福祉サービス事業、社会貢献事業と職務内容が多業種にわたるため、職員間の定期的交流、各種会議の充実、文書による伝達を通して、全職員の相互理解と情報の共有化を図り、職員の団結と労働意欲の向上に努めます。

第2部 福祉事業計画

第1章 人材養成事業

聴覚障害者のニーズや社会の変化などによりよく対応でき、あらゆる場面での確に手話通訳するために手話通訳者等の資質向上を図るとともに、手話通訳者等の養成を担当する指導者の質の向上、養成を図ります。

また、聴覚障害者関係施設等職員など、聴覚障害者に関わる教育や福祉の専門分野に求められる知識と技術等の向上を図り、加えて社会情勢を踏まえ、各地域からの要望も含め、以下の事業を中心に進めます。

- 1 専門性向上を目指した手話通訳者・手話通訳士の研修プログラム開発と研修
- 2 手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師連続講座
- 3 聴覚障害者関係施設職員、ろう学校教員等、聴覚障害者と関わる人材の育成

第1節 委託事業

- 1 手話通訳者・手話通訳士現任研修等事業（厚生労働省委託事業）

（1）手話通訳者・手話通訳士現任研修

講義と実技をセットとした研修を開催します。講義はインターネットを活用した自宅で学習ができる遠隔地研修とし、実技・演習研修は集合研修として、それぞれ全国4会場で開催します。

第1回目の研修はすべて、研修センターで開催し集合研修とします。

（手話通訳士現任研修の基礎・政見放送研修は省く）

- ①手話通訳者現任研修は、資質向上を目指す現任研修と手話通訳士試験対策研修を開催します。

現任研修は、青森・群馬・京都・鹿児島で、通訳士試験対策は、新潟・静岡・京都・高知で開催予定

- ②手話通訳士現任研修と基礎・政見放送研修を実施します。

現任研修のテーマは「人権と医療」とし東京・栃木・京都・福岡で、基礎・政見放送研修は、石川・愛知・大阪・岡山で開催予定

- 2 手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師連続講座（厚生労働省委託事業）

研修センターが編集・発行したテキストに基づき、実技編及び講義編の養成担当講師連続講座を開催します。

- | | |
|------------|-------|
| ① 手話奉仕員養成 | 富山・愛媛 |
| ② 手話通訳者養成Ⅰ | 長崎 |
| ③ 手話通訳者養成Ⅱ | 山梨 |
| ④ 手話通訳者養成Ⅲ | 福島 |

- ⑤ 手話奉仕員養成 講義編 研修センター
- ⑥ 手話通訳者養成 講義編 研修センター

第2節 自主事業

1 手話通訳者全国統一試験

2018（平成30）年度は、46都道府県4政令指定都市で実施されました。
2019（平成31）年度は全都道府県で実施できるよう引き続き調整します。

また、1998（平成10）年に厚生労働省が手話奉仕員養成カリキュラム及び手話通訳者養成カリキュラムを策定し、都道府県知事等による手話通訳者の登録試験制度を導入したことから、地域格差をなくし、全国で統一的な試験制度とするため「手話通訳者全国統一試験」を開始しました。この試験は、開始してから18年（2001年研修センター設立準備室が実施）が経過し、手話通訳を取り巻く環境や手話通訳ニーズの変化等、社会状況が変化してきたことから試験内容について検討します。

- (1) 「全国統一試験」試験委員会の開催
- (2) 「全国統一試験」説明会の開催
- (3) 「全国統一試験」の実施

実施日：2019年12月7日（土）

2 各種研修会の開催

(1) 手話通訳者及びろう講師のための日本語研修

手話通訳者を対象に、手話通訳に求められる日本語の力を伸ばし、手話通訳技術の向上を目指します。

ろう講師を対象に、手話講習会等での指導に必要な日本語のレベルアップを図り、指導者としての資質向上を目指します。

(2) 聴覚障害者関係施設等職員研修

研修内容を見直し、聴覚障害者情報提供施設や聴覚障害者関係施設、団体等の職員研修を実施します。

(3) 聾学校等教職員に対する手話研修

聾学校等、教職員を対象に手話や実技研修を実施します。

(4) その他、必要に応じて研修および学習会などを開催

3 出版関係事業

書籍およびビデオの発行を行います。

(1) 「手話通訳者全国統一試験をめざす人たちの学習教材19」の発行

4 講師登録制度

手話奉仕員養成担当講師連続講座及び手話通訳者養成担当講師連続講座修了者等を対象に講師登録を実施します。

第2章 全国手話検定試験事務局

第1節 第14回全国手話検定試験の実施について

2018（平成30）年度第13回全国手話検定試験は、第12回と同様10月に実施した一般試験だけでも1万人の申し込みを達成することができました。また、団体試験についても同様に学校関係のほか、行政および会社においても実施することができました。これは、全日本ろうあ連盟の手話言語条例制定推進事業によるところが大きく、さらに手話の普及を進めていくことが全国手話検定試験の大きな役割です。恒常的に1万人を超える数字を定着確保することが課題です。

反面、受験者数の増加にともない面接委員および要員の確保、試験会場によっては会場確保が困難な状況が生まれています。今後もさらに受験者が増加することを想定し、全体的な運営について検討する必要があります。

2018（平成30）年度の収支状況は、受験者数増加に伴う会場費、報償費等諸経費の支出は増加したが、参考書（三訂版5級～2級、準1級・1級・筆記試験対策テキスト）等の印税収入および公益財団法人一ツ橋総合財団から寄付金を継続していただいたことにより、収支状況のバランスがとれています。より安定的な運営を図るためにも収入の確保に加え、経費の削減に努める必要があります。なお、2019年度も公益財団法人一ツ橋総合財団から助成していただけることになっています。これらを踏まえ、2019（平成31）年度は次の方針で取り組みます。

1 試験実施

(1) 第14回全国手話検定試験（10月実施試験）

① 実施日程

2019年10月12日（土）	5級	10:00～12:30（予定）
	4級	14:00～16:30（予定）
13日（日）	3級	10:00～12:30（予定）
	2級	14:00～17:00（予定）
19日（土）	準1級	10:00～13:00（予定）
	1級	13:00～17:00（予定）

② 実施目標

受験申込者数は、12,000名（一般試験11,000名、団体試験1,000名）を目標に以下のような内容について取り組みます。

- ・会場数 47都道府県 54会場
 - *全都道府県での試験開催実施
 - *団体試験前期および後期試験開催実施
- ・安定した収入の確保に向けての取り組み
 - *個人および団体申込みの受験者増加（PR工夫）
 - *「受験の手引き」、ホームページ、新聞社等に幅広く周知する
 - *中央法規出版と連携をとり、書店に「受験の手引き」を置き周知に努める
 - *全国聾学校長会事務局を通して聾学校職員等への周知に取り組む
 - *手話講習会担当講師に働きかけ、受講者への周知に努める
 - ・5級から2級試験、準1級、1級試験の実施会場を増やすための働きかけ

(2) 団体試験について

受験者の利便性を図り、試験会場の分散化を図るため、本試験とは別日程で二つのある学校関係等のほかに行政を加え実施伺いを発送し、できるだけ多くの会場で実施できるよう働きかけます。

① 実施方法

集団受験者がいる学校、企業、施設、行政等と連帯し、その団体施設を会場として試験を実施します。

② 団体（学校、企業、施設、行政等）の協力内容

- ・会場の提供
- ・機材の確保
- ・要員の手配

③ 地元の聴覚障害者協会等の協力

- ・面接委員派遣および採点

- (3) こども手話検定試験（仮称）について
こども手話検定試験（仮称）の実施に向けて、2019年度および2020年度と2年間をかけて準備に取り組みます。
- 2 委員会、作業部会について
全国手話検定試験の実施および受験者への合否発表等を滞りなく進めるために、また、全国手話検定試験に係る諸事業を円滑に実施するために、全国手話検定委員会および出題・採点作業部会、出版・講習作業部会を開催します。
なお、全国手話検定試験あり方検討作業部会においては、引き続き全国手話検定試験に関わる運営、試験問題作成や試験実施に関する課題等を検討します。
- 3 説明会の実施について
(1) 説明会（全国ろうあ者大会 in 宮城）
全国手話検定試験に係る諸事業に係る説明等のために実施します。
(2) 地域試験委員会代表者・面接委員責任者会議（全国手話研修センター）
全国手話検定試験の実施に係わる説明および運営に関わる情報共有を図るために実施します。
- 4 「受験者のための学習セミナー」講師養成講座
受験者のための学習セミナーを地域で実施していただくことを目的として、学習セミナーの目的や講師の役割、模擬試験を取入れ講師養成講座を実施します。
※1会場、会場は北信越ブロック（富山会場）で実施予定。
- 5 受験者のための学習セミナー
(1) 実施目的
受験者の事前学習の場として、また手話学習者の学習意欲増進の場として、模擬試験や学習方法の紹介を実施します。
(2) 周知
「受験の手引き」、ホームページ等で実施会場、日程、実施級等を周知します。
セミナーは面接委員にとって、事前学習ができる大切な場であるため、地域と連携をとり、セミナー開催ができるよう努めます。
(3) 教材
セミナーで使用する教材等を作成します。
- 6 面接委員に関わる研修会
(1) 面接委員研修
① 面接委員を養成するために面接委員研修を実施します。
② 要望のある県を中心に開催し、ブロック単位で参加呼びかけを行います。
③ 受講対象者は、新規登録予定者および更新研修として受講する者です。
④ 研修で使用する学習教材等を作成します。
(2) 面接委員スキルアップ研修
① 面接委員としての資質・向上を図るために実施します。
② ブロック単位で開催します。
③ 研修で使用する学習教材等を作成します。
④ 面接委員としての資質・向上のために受講していただくよう周知します。
- 7 「面接委員研修」講師養成講座
(1) 面接委員研修を地域で開催できる環境をつくるため講師養成講座を実施します。
(2) 同講座のための学習教材を作成します。

- 8 「面接委員スキルアップ研修」講師養成講座
面接委員スキルアップ研修を地域で開催できる環境をつくるため講師養成講座を実施します。
- 9 手話合宿
2019年度は休講します。
- 10 手話のがっこう
受験者および手話学習者に加え、これから手話を学ぶ方を対象に、手話の学習だけでなくろう者の日常生活に係わる様々なことを学び、ろう者との交流をとおして、手話でのコミュニケーションのわ（話・輪）を広げていくことを目的として開催します。
- 11 全国手話検定試験関係書籍の発行等について
受験者、手話学習者および面接委員などの学習支援として『これで合格！2019全国手話検定試験 DVD 付き 第13回全国手話検定試験解説集』6月中頃発行予定過去問題集等を活用し、行政職員、受験者および手話学習者等を対象とするIPTVを利用した全国手話検定試験教材について検討します。
- 12 その他
受験者数が増加し、会場および機材の確保、面接委員の確保等が困難な状況にあります。地域にとって、無理がなく、円滑に試験実施ができるよう意見集約等を参考にし、検討します。

第3章 日本手話研究所

2018（平成30）年度に引き続き、各研究部のより活発な取組みの促進を図るとともに、厚生労働省委託事業内容の充実を図っていきます。国内外の手話に関心を持つ言語研究機関および手話に関する学術団体とのネットワーク作りを通して、国連障害者権利条約と改正障害者基本法に明記された手話の言語的認知を関連法や施策に反映させていく国民的な運動に、ろう者を主体とする日本最初の研究機関として寄与していきます。

第1節 委託事業

1 手話研究・普及等事業[厚生労働省委託事業]

(1) 標準手話確定普及研究部

- ① 厚生労働省委託事業の運営を基本とし、司法分野、教育分野、通信・放送分野（気象関連を含む）、等における手話研究を広げるため、あらゆる関係省庁、企業に働きかけます。また、改元に伴う皇室関連単語の手話表現確定を行います。
- ② 2018（平成30）年度に引き続き、手話単語の確定にあたって2019（平成31）年度「新しい手話」パブリックコメント募集を実施します。
- ③ 確定した手話単語の映像をウェブサイトにて公開するとともに、全日本ろうあ連盟、障害者放送通信機構、聴覚障害者情報提供施設協議会などと連携して、確定手話等の普及に努めます。
- ④ 当事者団体、任意の各団体、各グループの実施する手話調査、研究、開発、普及事業については、研究員派遣を含むノウハウ提供等に積極的に協力すると共に、手話単語の確定については「標準手話確定普及研究部」本委員会が最終確定を行います。
 - ・本委員会を年4回実施します。（6月～2月予定）

- ・全国9班での班会議を年4～8回開催します。（5月～1月予定）
- ・拡大本委員会を年1回実施します。（1～2月予定）

(2) 外国手話研究部

- ① 一般財団法人全日本ろうあ連盟の国際事業に協力するなどの中で、世界各国手話および国際手話の収集と研究に努めます。
- ② 各種財団等の招聘により来日している海外のろう者に面談し、各国のろう者社会と手話に関する情報を収集します。得られた情報は、「海外のろう者へのインタビュー」として外国手話研究部HPで公表します。
- ③ これまで集積した外国手話単語(生活基本語彙)のデータベースを整備保存し、外部公開として日本手話研究所HPの「新しい手話動画サイト」上で、「外国の手話」として掲載していきます。
- ④ 各国の地名や人名に関する手話をとりまとめ、「各国の固有名詞手話」として日本手話研究所HP上で公表するとともに、「固有名詞手話ガイドブック」(仮称)の編集を引き続き進めます。
- ⑤ 研究部会を年4回開催します。

2. 全国ろうあ者大会 研究分科会「手話言語」

毎年、全日本ろうあ連盟より委託を受けている全国ろうあ者大会研究分科会「手話言語」における「新しい手話検定(全国大会限定)&創作手話コンテスト」を引き続き開催します。

第2節 自主事業

1 運営委員会

- (1) 年2回程度実施します。
- (2) ろう教育研究部・所蔵資料整備等の活動に対する助成確保を目指します。
- (3) 2020年度実施予定の「標準手話研究開始50周年記念企画」について、検討を行います。

2 ろう教育研究部

ろう教育の発展に向けた研究活動として、聴覚障害児向けの発達検査の開発を進めるとともに、学校教育における手話言語教育カリキュラムの検討作業に入ります。

3 手話研究セミナー

研究成果の発表を目的として、第19回手話研究セミナーを開催します。

第3節 手話総合資料室

公益財団法人一ツ橋総合財団と全国手話研修センター後援会の支援を受け、ろう者の生活、ろう教育、ろうあ運動、手話言語関連の書籍、雑誌、文書、動画など貴重な資料収集を継続し、可能な範囲で順次デジタル化したものをインターネット公開していきます。

第4節 出版事業

1 『手話・言語・コミュニケーション』(『手話コミュニケーション研究』改題)の出版

『手話・言語・コミュニケーションNo.7』を編集・発行します。

『手話・言語・コミュニケーションNo.8』の編集方針を定め、標準手話研究開始50周年記念企画の時期に合わせた刊行を目指します。

2 手話研究セミナー記録集

手話研究セミナーの記録集として、2018(平成30)年度セミナー「第18回手

話研究セミナー記録集」を作成・発行します。

第5節 監修・原稿執筆作業

- 1 一般財団法人全日本ろうあ連盟への「新しい手話」解説文提供
下記の刊行物の「新しい手話」掲載のイラスト監修・動作文監修・解説文の執筆を行います。

①「新しい手話 2020」 ②日本聴力障害新聞 ③季刊みみ

2 その他

民間団体その他より手話監修等の依頼があった場合は、内容によっては関係団体と調整し、積極的に協力します。

第6節 地名手話収集

NHK 放送技術研究所と共同して、引き続き市町村レベルの地名手話の収集を行います。

第4章 手話普及等関連事業

コミュニケーションバリアフリーの実現を目指し、手話の普及等に取り組めます。

また、文化芸術活動の推進等に努めます。

第1節 第17回京都さがの手話まつりの開催

手話の国民的普及と全国手話研修センターへの理解と認識を深めてもらうため、関係団体や地元自治会・商店街の協力を得て、第17回京都さがの手話まつりを開催します。

- 1 実施日：2019年9月1日（日）
- 2 会場：全国手話研修センター敷地内

第2節 第16回さがの映像祭の開催

コミュニケーションバリアフリーの映像文化の創造と普及を図るため、聴覚障害者が制作した映像コンクール等を内容とした第16回さがの映像祭を開催します。

関係団体等と連携し、安全で充実した企画を目指します。

- 1 実施日：2020年1月～2月実施予定
- 2 会場：未定（京都市内）

第3節 ギャラリー展示の活用

聴覚障害者、関係者および京都府市民等の個人、グループの文化芸術活動を支援し、ギャラリー展示を活用することで手話の普及、障害者の文化芸術活動を推進します。

聴覚障害者入所・通所施設利用者の作品展示を呼びかけます。

第4節 各種研修事業の実施

手話言語法や障害者差別解消法など、社会状況、社会制度の変化に応じて適宜、取り組みます。

ホテルビナリオ嵯峨嵐山及び研修センター新規採用者へ手話研修を実施します。

第5節 講師派遣・施設案内等事業

関係団体等の事業を推進するため、講師調整および講師の派遣を行います。

また、施設案内に取り組みます。

第6節 手話通訳者派遣事業

研修センター事業および関係団体等に手話通訳者を派遣します。

第7節 手話普及・啓発、出版等事業

日本の手話・手話通訳のことを知る英語表記のパンフレット作成。

嵐山へ訪れる外国人観光客、ろう外国人、研修センター見学者、ホテルビナリオ宿泊者を対象に、日本滞在中に使える「日本の手話」を紹介。

文章解説：英語、手話単語は英語・中国語・韓国語 3 語で表記する。

第5章 講師リーダー養成研修事業（厚生労働省委託事業）

厚生労働省委託事業として、手話奉仕員および手話通訳者養成講師団のリーダー養成を目的に、全国9ブロックにおいて「講師リーダー養成研修」を実施します。

第6章 若年層の手話通訳者養成モデル事業

龍谷大学と包括的な連携のもと、2018 年度に開発したカリキュラムに基づきモデル講座を開講します。実施した講座から課題整理し、養成カリキュラムの改善をおこないます。

第7章 行政機関に対する合理的配慮の推進

障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法における合理的配慮を推進するため、下記の事業について検討します。

（1）行政職員対象手話講習会

講習会実施のあり方について全日本ろうあ連盟と協議し、手話を広める知事の会及び全国手話言語市区長会と調整しながら進めます。

（2）行政用語の手話単語の検討等事業

日本聴覚障害公務員会と連携をして、住民が使用する用語、行政職員間で使用する用語について整理し、日本手話研究所とともに手話単語の確定を進めます。また、用例が分かるDVDも制作します。

第8章 手話奉仕員養成テキスト改訂作業

現行テキスト「手話で学ぼう 手話で話そう」は 2014 年 1 月初版。
5 年経過し内容の見直しのため、2019 年度より改訂作業に取りかかる。
2024 年までの発行を目指す。

第9章 テレビ手話通訳者養成事業

視聴覚障害者への情報提供等の合理的配慮により、テレビ等メディアの情報保障を充実させるため、テレビのニュース番組等が担当できる手話通訳者の養成事業を総務省が予算化し、株式会社アステムに事業委託することになれば、2018 年度同様、協力します。

第3部 障害者福祉サービス事業

第1章 事業目標

- 1 障害者雇用の推進を図るため、障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業（就労継続支援A型事業所）「就労支援センターとも」の充実に努めます。
- 2 これまで10年間培った技術を生かし、外部施設の清掃業務等自主事業の拡大に努め、とも職員の労働時間の延長、賃金向上に努めます。
- 3 とも職員の技術研修、施設外就労を充実させ、一般就労につながる支援に努めます。
- 4 「特定指定相談支援事業所とも」の相談体制の確立、充実に努めます。

第2章 事業計画

第1節 法人からの委託事業

- 1 法人発行書籍等の管理・発送業務を実施します。
- 2 全国手話検定試験補助業務等 法人事務事業を実施します。

第2節 自主事業

1 アイアンドエフ・ビルディング株式会社からの委託業務

- (1) 2013年8月から施設管理業務を委託した、アイアンドエフ・ビルディング株式会社から「コミュニティ嵯峨野」における下記の業務を再受託します。

- ①施設内の清掃およびベッドメイキング業務
- ②レストラン、ラウンジでのサービス提供業務
- ③厨房の調理補助業務、食器洗浄業務

2 サイバーライン株式会社との共同経営

2015年5月から開始している、京都テルサ内「カフェラウンジ凜」のサービス提供業務を実施します。

3 清掃部門

- (1) ぶらり嵐山、京都府庁（福利厚生センター、別館）、京都府立洛南寮、京都市左京合同福祉センター、京都府こども発達支援センター、府庁ゆめこうば（京都府精神保健福祉総合センター）、京都府立視力障害者福祉センター、オリックス嵐山荘等の清掃業務を実施するとともに、新規事業開拓に努めます。

- (2) 清掃業務箇所が増やせるよう積極的に営業活動を展開します。

4 書籍管理部門

一般社団法人全国手話通訳問題研究会の取り扱い書籍等の管理・発送業務を実施します。

5 物品販売・製作部門

- (1) コミュニティ嵯峨野内の自動販売機の管理を行います。
- (2) 特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンターと連携し、各種イベントへの出店、物品製作等に取り組みます。

6 事務管理部門

パソコンを活用した新規事業の開拓に努めます。

7 農業部門

- (1) 亀岡でのソーシャルファームおぐりの農業部門を閉鎖し、ともの農業部門に一本化し、とも事業として展開します。
- (2) 京都市役所前広場の植栽業務を実施します。
- (3) 京都市バス桂坂操車場の草刈業務を実施します。

第3節 障害者指定特定相談事業所の充実

障害者指定特定相談事業所「相談支援事業所とも」は市町村および関係機関と連携を取り、計画的に事業を実施し、充実させます。

第4節 京都ほっとはあとセンターとの連携

京都ほっとはあとセンターからの受注を増やします。

(※京都ほっとはあとセンター：京都府・京都市・府内の授産施設や共同作業所が設立した「京都授産振興センター」を母体とし、障がいのある人たちの自立、社会参加を目的に1995年に発足、2006年に特定非営利活動法人の認可を受けた団体)

第3章 生活困窮者自立相談支援事業の実施（亀岡市委託事業）

- 1 対象者：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれの

ある人々（要保護者以外の生活困窮者）を対象とします。

2 事業内容：生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、生活困窮者の自立を促進します。

- ・生活困窮者の把握・相談受付
- ・アセスメントとプラン（支援計画）の作成
- ・関係機関および社会資源の活用等
- ・緊急小口資金に係る窓口業務
- ・生活困窮者に対する訪問支援
- ・支援調整会議の開催および調整
- ・住居確保給付金に係る窓口業務

第5部 法人事業基盤の確立

第1章 備品・機器の整備と運用

第1節 事業備品の整備

必要な備品については、順次最新の機器の導入・整備を図ります。

1 事務所業務における情報処理機器および周辺機器

- ・パソコンの更新：Windows10への切り替え

第2節 公的助成金の確保

事業運営に必要な経費について、法人収支の改善を図るとともに、公的助成金・補助金等の財源確保に努めます。

第3節 パソコン・ネットワークの維持管理

研修センターで使用するパソコン及びネットワーク、事業に関するデータを記録・保管しているパソコンサーバー等について、外部業者を導入し、協力しながら適切な運用を行い、データの安全管理を図ります。

第2章 事業推進体制の確立

第1節 職員の資質向上

職員の質と知識の向上を図るため、次のことを行います。

- 1 全職員対象の社内講演・研修
- 2 外部研修会への参加促進
 - キャリアパス研修の受講
 - 専門研修の受講
 - 資格取得の奨励

第2節 職員の健康管理

- 1 定期健康診断、頸肩腕腰痛検診、VDT 検診の実施。
- 2 ストレスチェック検診の実施
- 3 衛生活動の推進（衛生委員会の開催および情報の提供、産業医の活用）

第3節 関係団体との交流

「事業と運動の統一的発展をめざす近畿合同機構」をはじめ関係団体等との職員交流、合同学習会を行います。

第4節 法人事業のPR強化

当センターについて広くPRし、実施事業について情報提供を図ります。

- 1 ホームページの充実と完了した事業結果のタイムリーな情報発信
- 2 事業ごとでのSNS運用の検討
- 3 「全国手話研修センター」、「亀岡市生活相談支援センター」の紹介パンフレットの

活用

- 4 京・福祉の研修情報ネット（京都市社会福祉協議会運営）へ研修等の情報アップ
- 5 研修会等の利用

各研修会において、事業のお知らせやイベントチラシ等を配付しPRを行います。

第3章 法人事業新運営方針等の作成

第1節 法人事業新方針の検討

手話通訳関連事業の広域連携及び農業部門の他団体との共同運営などの構想

法人運営や事業実施における現状の問題点を共有し、解決に向けた対応を図ります。。

第4章 全国手話研修センター後援会事務の受託

第1節 会員関係事務

1 後援会会計の適正執行

会費の納入管理及び経理規程を厳守した予算執行

前期監査、年間監査の実施

2 会員証の発行

申込書到着後速やかに発行

第2節 後援会の機関会議開催

1 運営委員会、幹事会、三役会議の開催

2 後援会役員と法人役員との懇談会の開催

第3節 広報

1 後援会紹介DVDの「センター事業紹介編」作成検討

2 後援会ホームページの運営